R2.4.1

令和2年度科研費執行における、昨年度からの変更点

【物品費】

今年度より、以下に挙げる物品（税込み5万円以上10万円未満）に該当するものを購入した場合、科研費支払依頼書【様式1】の設置場所を記し管理することとなりました。

なお、消耗品扱いではありますが、備品シールが用度課から直接送付されますので、該当する物品に貼付し、備品調査の依頼がある予定です。なお、税込10万円以上の設備備品購入時に提出をお願いしている「寄贈願」の提出は不要です。

（本学の固定資産および物品管理規定第12条第2項第1号～第6号の第2項に規定するもの）

**換金性の高い物品とは、物品（用品（１個又は１組の価額が税込５万円以上１０万円未満で、かつ、**

**耐用年数が１年以上のもの）及び消耗品）のうち、(1)パソコン、(2)タブレット型コンピュータ、**

**(3)デジタルカメラ、(4)ビデオカメラ、(5)テレビ、(6)録画録音機器のことをいう。**

【人件費】

アルバイト職員の時間給が以下の通りとなります。（自宅から勤務地までの距離が2KM以上の場合、学部・院生等については夏期等休業期間のみ対象）

